

価格高騰対応 設備導入補助金

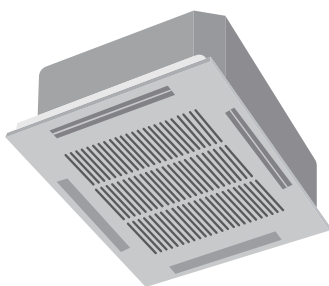
省エネ設備（機器）への切替え費用を補助します。

11月末まで
期限延長！

受付期間
(通常枠・特別枠共通) 令和4年8月30日(火) ▶ **11月30日(水) 必着**

新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料価格の高騰などの影響を受けている
中小企業等による商品・サービスの生産・提供プロセスにおける省エネ設備への更新を支援！

これまでに採択された補助金の活用事例



旅館で
大広間の古いエアコンを
省エネ型エアコンに更新



飲食店で
省エネタイプの新しい
冷蔵庫に更新



クリーニング店で
石油ボイラーから
ガスボイラーに更新



製造工場で
省エネタイプの
コンプレッサーに更新

補助の対象となる事業者

新潟県内に主たる事業所等を有する
中小企業・個人事業主

※新潟県エコ事業所表彰制度に参加しているか
参加申込を行っていることが必要です。
詳細は特設サイトをご覧ください。

補助金額

通常枠

補助率 2/3以内
補助金額 133~1,333千円

特別枠

補助率 3/4以内
補助金額 150~1,500千円

※補助要件の詳細は裏面をご参照ください

よくあるご質問

Q 「エコ事業所」の登録は難しいのでは？

A. 業種や規模を問わず登録できる制度です。
今回の補助金による省エネ機器更新のほか、消灯や温度管理の徹底など、事業所の業種や規模に応じた取組で登録可能です。

Q 期限内に設備の納期が間に合わないかも？

A. まずは事務局へご相談ください。
見込まれる納期に応じて、対応をご案内します。

詳細は特設WEB・申請要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問合せ
専用
ダイヤル

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 (一社)環境省エネ推進研究所内

TEL 050-3092-2650

【価格高騰対応設備導入補助金特設サイト】

<http://eecp.or.jp/e-support/>

【受付時間】 平日 10:00~12:00/13:00~17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

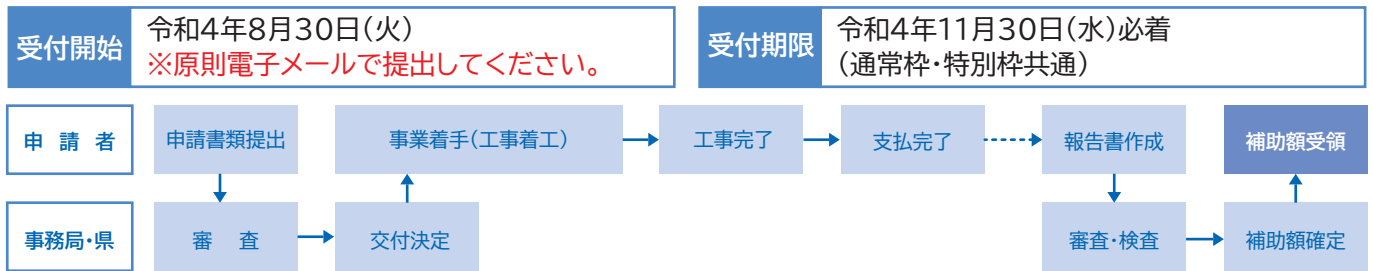
支援事業の制度概要

	通常枠	特別枠
対象者	○ 新潟県内で事業活動を営んでいる中小企業等で、以下の 売上減少要件を満たすもの ※「みなし大企業」に該当しないこと。 ○ 新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、または参加申込を行っていること	
売上減少要件	2022年1月以降、任意の1か月の売上高、粗利益 ^{※1} 、付加価値額 ^{※2} のいずれかが、2019年～2021年同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること ※1 粗利益=売上高-売上原価 ※2 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費	
対象事業	商品・サービスの提供プロセスにおいて温室効果ガスの排出削減に資する省エネルギー設備への切り替え	省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替え
補助対象設備	以下の全ての要件を満たす設備であること。 (1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備(ただし、照明設備及び生産設備を除く。) (2) 事業所内に設置、又は使用する設備 (3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備 (4) 発電機能を有しない設備 (5) 償却資産登録される設備 (6) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備	以下の全ての要件を満たす設備であること。 (1)～(6) 同左 (7) 平成31年4月以降に実施された、以下に掲げるいずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた省エネに資する設備 ① 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 ② 資源エネルギー庁「地域プラットフォーム構築事業」における「省エネお助け隊」による診断 ③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断
補助率等	○ 補助率 2/3以内 ○ 補助対象事業額 200～2,000千円 ○ 補助金額 133～1,333千円	○ 補助率 3/4以内 ○ 補助対象事業額 200～2,000千円 ○ 補助金額 150～1,500千円

※補助対象外となるもの

- 高効率照明器具、省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、断熱塗装、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両などの更新・導入
- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備 ● 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合
- 主に居住を目的とした事業所における設備更新 ● 土地の取得・賃借に係る経費、建物の新設・増設に係る経費 など

事業スケジュール



※受付期限内であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって、受付を終了します。

申請にあたっての留意事項

- 当チラシは事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**申請要領**等をご確認ください。
- 補助金の交付決定の前に、契約・発注等がなされる事業は、「**事前着手届**」が必要となります。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、補助金事務局に**実施報告書**を提出する必要があります。
補助金の交付は**実績報告書**に係る**審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定した後、精算払い**となります。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備稼働後(令和6年5月31日まで)に、**エネルギー使用量の削減効果について補助金事務局に報告**する必要があります。

お問合せ
専用
ダイヤル

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局

TEL 050-3092-2650

【受付時間】 平日 10:00～12:00/13:00～17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

(一社)環境省エネ推進研究所内

メールでのお問合せ・申請要綱等のダウンロードは特設サイトから
<http://eecp.or.jp/e-support/>

